（様式５）

最終更新日：令和８年１０月30日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（１）Vision、Mission、中期計画を策定して、2022年度の事業計画に組み込んだ。現在、中期計画を根本的な見直しを進めており、2026年3月の常務理事会承認を得て、3月末までにHPに掲載予定であったが、新たに盛込むべき事案が発生したため、再度見直し、2027年3月HPに掲載目指し策定中。	・Vision、MissionをHPに掲載 https://handball.or.jp/jha/index.html ・中期計画は、その骨子を2026年度事業計画に組み込んで公表。以降、毎年継続して掲載している。 1-1 ①2026年度事業計画 2 ②中期計画202504版_JHA 3 ③20220212_理事会議事録
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（１）人材の採用及び育成に関する計画については、2026年3月常務理事会にて承認。 （２）人材の採用及び育成に関する計画は、公表している。 （３）計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	1-1 ①2026年度事業計画書 5⑤2025年度収支予算書
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（１）財務の健全性確保に関する計画については、2026年3月常務理事会にて承認。 （２）財務の健全性確保に関する計画は、公表している。 （３）計画策定にあたり、役職員や構成員から幅広く意見を募る。	5-1-⑤2026年度収支予算書
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（１）2025年6月の理事改選に際して、就任した理事20名のうち、外部理事を9名登用。（目標25%以上に対して45%を達成）。 （２）2025年6月の理事改選に際して、就任した理事20名のうち、女性理事を8名登用。（目標40%以上に対して40%を達成）。	6 ⑥2025-26役員名簿

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月30日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	（１）外部評議員の目標割合は10％以上に設定している。2025年6月の評議員改選に際して、外部評議員枠を拡大させたことにより評議員28名のうち、外部評議員3名(11％、1名増)となった。 （２）女性評議員の目標割合は15％に設定している。2025年6月の評議員改選に際して、5名(18％、1名増)とするにとどまった。 （３）評議員選定委員会規程の見直しを行い、再任制限を設け（連続３期を上限）評議員の新陳代謝をはかることとした。	7 ⑦2025-28評議員名簿
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（１）アスリート委員会規程に基づき活動している。アスリート委員会は、少なくとも年１回以上、不定期で開催している。 （２）2025年6月の役員改選に伴いメンバーを一新、各カテゴリーから委員を選出し、組織の位置付けも見直してさらに活動を活性化させる。 （３）アスリート委員会の担当として理事（HPAD）を付け、直接の意見が理事に吸い上げられる形に変更。	8 26-6_アスリート委員会規程 10_⑨アスリート委員会名簿 11-1 アスリート委員会_議事録 20221020_JHA事務局長への提案 11-2 アスリート委員会_議事録 2023.11.16 11-3 アスリート委員会_議事録 2025.03.07
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	（１）「定款」及び「理事会運営規程」に基づき理事会を運営したきたが、年２回の理事会で対応するには理事会での決議事項が多く、2024年度については、定款に基づく年2回以外に1回（計3回）の定例理事会を開催。さらにオンラインを活用した臨時理事会を7回、書面決済決議も5回実施。 理事会、評議員会から理事会の回数について意見があり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ならびに定款に則った「理事会運営規程」「常務理事会運営規程」の改訂を実施、業務執行理事で構成される常務理事会を報告会議から決議可能な会議とした。	6 ⑥2025-26役員名簿 12 01_定款 13 07-2_理事会運営規程 14 07-3_常務理事会運営規程

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月30日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（１）「定款」、「役員の定年に関する規程」及び「役員候補者選考委員会規程」において理事の就任時の年齢に制限を設けている。 「役員の定年に関する規程」、役員選考細則に代わる規程として「役員選考員会規程」を2022年3月の理事会にて改訂、運用している。	12 01_定款 15 05-2_役員の定年に関する規程 16 05-5_役員候補者選考委員会規程
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	（１）「定款」、「役員の定年に関する規程」及び「役員候補者選考委員会規程」において理事の再任回数に制限（5期10年を上限とする）を設けているが、連続10年なのか、通算10年なのかが不明瞭のため、2025年12月常務理事会で明確な表現となるように「役員候補者選考委員会規程」を改訂する（連続を削除して、通算と表現を改める）。 （２）在任最長期間に達した理事が、再び選任されるまでには2期4年間の経過期間を必要とすることを、「役員選考委員会規程」第5条第2項に定めている。	16_05-5_役員候補者選考委員会規程 6 ⑥2025-26役員名簿
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	（１）2024年11月に役員候補者選考委員会を理事会にて選定、独立機関として役員候補者等の決定を行っている。 （２）外部から弁護士１名と会計士１名、評議員２名（うち１名は弁護士で外部評議員）、県協会理事長１名の計５名にて構成。選考にあたっては公明性、透明性に配慮し、候補者の選考に務めていただいた。 （３）現職の理事は一人も参画していない。	16 05-5_役員候補者選考委員会規程 17 ⑪役員候補者選考委員会名簿 58_㉗2025改選_役員候補者選考委員会議事録＜ダイジェスト＞
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	（１）法令を遵守する規程として「コンプライアンス規程」「就業規則」は、制定済み。	18 31_コンプライアンス規程202512 19 06-2_就業規則

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月30日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	（1）公益財団法人として組織運営するために必要な諸規程は制定済み。 業務執行における権限は「決裁規程」に基づく。また、2025年7月臨時理事会で「理事会運営規程」「常務理事会運営規程」を改訂し、常務理事会への適正な委任が行え、意思決定できる仕組みとし、スピーディーな業務執行が行えるようにした。 さらにフレキシブルな勤務形態に対応できるよう「テレワーク就業規則」も制定済み。	12 01_定款 20 06-5_テレワーク就業規則 21 03_加盟団体規程 13 07-2_理事会運営規程 14 07-3_常務理事会運営規程 22 07-1_評議員会運営規程 23 09_決裁規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	（1）「個人情報保護規程」「内部通報制度運用規程」「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定済み。	24 29-2_個人情報保護規程 25 34_内部通報制度運用規程 26 39_反社会的勢力との関係遮断に関する規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	（1）職員については「賃金規程」、役員については「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」を制定済み。	27 06-3_賃金規程 28 06-4_育児介護休業に関する規程 29 05-3_役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	（1）「定款」「経理規程」を制定済み。	12 01_定款 30 08_経理規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	（1）「登録と移籍に関する規程」「契約処理規程」「契約基準要項」「肖像規程」「付随的事業規程」等を制定済み。	31 18_チーム及び個人の登録と移籍に関する規程 32 30_契約処理規程 33 30-1_契約基準要項 34 17_肖像規程 35 35_付随的事業規程

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月30日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	（１）「日本代表選手・コーチ・監督等の選考・選任に関する規程」を制定済み。 （２）選手固有の権利である肖像権を認めた規程を策定している。 （３）選手選考に関する規程の作成者の選定は、強化担当役員、代表監督を含む強化委員会としており、公平かつ合理的な過程で実施している。代表選手は、当該カテゴリの日本代表監督が選考し、選考後、強化委員会で選手選考基準と照合し、選考された選手が公平・合理的に選定されたことを承認した上で、最も早い日に開催される本協会の理事会又は常務理事会において、選考結果を報告としている。	36 20-1_日本代表選手・コーチ・監督等の選考・選任に関する規程 34 17_肖像規程 31_18_チーム及び個人の登録と移籍に関する規程
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	（１）毎年、下記手続きにより全国大会の審判員を割り当てている。 ①規程に沿って各都府県審判長が、次年度の全日本大会審判員候補者の名簿（全日本大会審判員候補者研修会の参加者名簿）を各ブロック審判長に提出。 ②各ブロック審判長は、各都府県審判長より提出された全日本大会審判員候補者名簿を元に、ブロックからの全日本大会審判員候補者（兼：全日本大会担当審判員候補者研修会（ブロック講習会））の参加者をまとめ、審判本部長に提出。 ③各ブロック審判長は、全日本大会担当審判員候補者研修会の結果をもとに、各ブロック内における全日本大会審判員を選出し、次年度「全日本大会審判割当－原簿」による各ブロックの割当を審判本部長に提出。 ④審判本部長は、各ブロック審判長から提出された各ブロックの全日本大会審判員を確認。	37 ⑫令和8年度全日本大会審判割当申し合わせ事項および個人情報の管理について

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月30日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	（１）法務：敬和綜合法律事務所、会計：辻・本郷監査法人、税務：辻・本郷税理士法人、労務：さち社労士オフィス、司法書士・行政書士：和田事務所、RSM汐留パートナーズを起用。契約締結においては必ず弁護士にリーガルチェックを受けた後に稟申しており、日常業務においても上記専門家と接点を持っている。 （２）役職員に対して年１回以上のコンプライアンス研修を受講させることにより、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有することができるようにしている。	⑬委託契約書_敬和綜合法律事務所 ⑭監査契約書_辻・本郷監査法人
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（１）コンプライアンス委員会を設置し、必要に応じて招集、開催しているが、少なくとも年1回以上、定期的に開催することとしている。 （２）コンプライアンス委員会が、その機能を十分に発揮できるように、その役割や権限事項を明記した「コンプライアンス委員会規程」を制定済み。インテグリティ推進委員会と連携し、インテグリティの啓発、啓蒙活動を行っている。 （３）コンプライアンス委員会の構成員に女性委員を配置している。	18 31_コンプライアンス規程202512 40 32_コンプライアンス委員会規程 41 ⑮コンプライアンス委員会名簿 59_㉘コンプライアンス委員会議事録_20250213
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	（１）コンプライアンス委員会には弁護士１名を委員に選任している。	18 31_コンプライアンス規程202512 40 32_コンプライアンス委員会規程 41 ⑮コンプライアンス委員会名簿202512

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月30日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（１）インテグリティ推進委員会のカバー範囲として、理事、事務職員のコンプライアンス教育を行う体制を整えている。役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。2026年度は、代表チーム向けコンプライアンス研修（女子10月、男子11月実施）のインテグリティ研修の際に、強化スタッフ、強化担当職員が参加する。また、各加盟団体役員向けには、各全国大会でのアウトリーチ活動等への参加をさせた。	42 ⑯2025年度インテグリティ教育推進計画 43 ⑰2025年度アンチドーピング教育計画 60_2025年度コンプライアンス教育に関する活動実績
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（１）NFが主催する全国大会等及び国際大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に１回以上実施している。2026年度は7月29日に全国小学生大会代表者会議において、インテグリティ研修（アンチドーピング研修）を行った。強化合宿ではNFインテグリティ教育推進計画に沿ってアンダーカテゴリーを含む日本代表選手、スタッフともに、都度コンプライアンス教育（JSPOインテグリティ教育プラグラム、JADAアンチドーピング、JHA独自のプログラムなど）を実施している。 また、指導者資格の義務化を推進しており、指導者はJSPO公認スポーツ指導者資格取得の際に、講習会の中で必ずスポーツインテグリティ講義を受講することになる。また、受講を促進するために公認指導者資格取得のガイドラインをホームページで周知徹底した。	44 15_登録者倫理規程 42 ⑯2025年度インテグリティ教育推進計画 43 ⑰2025年度アンチドーピング教育計画 54 ㉓インティグリティ推進委員会（活動報告）2026版_小学生専門委員会 55 ㉔全小_クリーンスポーツ・アンチドーピング研修資料 60_2026年度コンプライアンス教育に関する活動実績

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月30日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（１）審判員に対して、少なくても年に１回以上のコンプライアンス教育を実施している。 2026年度は、各種審判員向けにガバナンス、コンプライアンスに関する講義を実施している。	42 ⑯2025年度インテグリティ教育推進計画 43 15_登録者倫理規程 18 31_コンプライアンス規程 60_2025年度コンプライアンス教育に関する活動実績
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	（１）法務：敬和綜合法律事務所、会計：辻・本郷監査法人、税務：辻・本郷税理士法人、労務：さち社労士オフィス、司法書士・行政書士：和田事務所（発生事案ごと）、RSM汐留パートナーズ（発生事案ごと）を起用。組織運営においてこれらの専門家のサポートが必要になると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。その上で、必要に応じてこれらの専門家のサポートを受けている。 （２）契約締結においては必ず弁護士にリーガルチェックを受けた後に稟申しており、日常業務においても上記専門家と接点を持っている。	38 ⑬委託契約書_敬和綜合法律事務所 39 ⑭監査契約書_辻・本郷監査法人 56 ㉕さち社労士オフィス（業務委嘱契約書）
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（１）「定款」第３章（財務及び会計）にて適正な財産の管理・運用、事業計画及び収支予算、事業報告及び決算につき規定している。また、疑問点や不明点については都度専門家（会計士、、税理士）に相談、確認して業務を進めている。さらに「経理規程」にて適正な会計処理について定めている。企業財務の経験者を担当に配置して、財務会計処理を行う体制としている。 （２）一般社団・財団法人法に適性のある弁護士１名を監事に配置しており、理事会、常務理事会に出席していただき、相談している。 （３）当協会監事並びに監査法人の監査を必ず受けており、決算報告書に必ず添付した上でホームページで公開している。	5 ⑤2026年度収支予算書 45 ⑱2025年度決算書（監査報告書） 6 ⑥役員名簿 23_09_決済規程 30_08_経理規程

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月30日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（１）「定款」第３章（財務及び会計）及び第11条（公益目的取得財産残額の算定）にて、公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規程に基づく運用を規定している。また、助成金使用に関して、経理規程第27条で規定しており、その他法令・ガイドラインを順守して運用している。	12 01_定款 43 15_登録者倫理規程 30 08_経理規程
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	（１）「定款」第３章（財務及び会計）及び第10条（事業報告及び決算）において情報開示について規定している。これに基づき、事業計画書、事業報告書、収支予算書、収支決算書などを当協会ホームページで開示。	5 ⑤2026年度収支予算書 45 ⑱2025年度決算書（財務諸表＝貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録） 46 ⑲2025年度事業報告書
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	（１）「ナショナルチーム監督・コーチ・プレーヤー等の選考に関する規程」を当協会ホームページで公開。選考された選手は、遅滞なく当協会ホームページにて開示。	36 20-1_日本代表選手・コーチ・監督等の選考・選任に関する規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	（１）ガバナンス順守状況の自己説明を当協会ホームページで開示。その他「定款」をはじめとする諸規程など、ガバナンスに関わるルール、運用方針なども同様に当協会ホームページで開示。	46 ⑳2025年度ガバナンスコード遵守状況の自己説明
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	（１）「定款」第６章（役員）及び第36条（取引の制限）において、協会役員の利益相反取引に関する制限を規定している。 （２）選手、指導者の利益相反取引を含めた「利益相反管理規程」を制定済み。	12 01_定款 47 40_利益相反管理規程
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	（１）「利益相反規程」を制定、運用している。	47 40_利益相反管理規程

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月30日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	（１）通報・相談窓口を当協会内外にそれぞれ設置している。通報ルートは、当協会ホームページに「内部通報制度運用規程」として開示して周知するとともに、通報窓口を当協会ホームページで周知している。 （２）通報窓口の担当者は相談内容に関する守秘義務を課しており、それができる人間をその立場に置いている。 （３）「内部通報制度運用規程」において、秘密や個人情報の取り扱いなどに十分配慮し、管理者の注意義務をもってこれを適切に保管管理、通報者の保護に努めている。 （４）「内部通報制度運用規程」第9条（通報者の保護）において、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 （５）選手、審判、指導者、団体役員向けのコンプライアンス研修を2022年度から計画的に実施、通報制度の運用体制を周知徹底している。	25 34_内部通報制度運用規程
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	（１）当協会内通報ルートには、当協会が起用する弁護士事務所（敬和総合法律事務所）を、協会外ルートには第三者の弁護士事務所（キャストグローバル）を起用している。 事実確認のため専門的な対応が必要な場合は、敬和綜合法律事務所より弁護士の紹介を受けて対応している。	25 34_内部通報制度運用規程

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月30日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	（１）「登録者倫理規程」「コンプライアンス規程」において禁止行為、処分対象者を定めている。また、事実認定から処分検討、弁明の機会の付与、処分決定までのプロセスを規定しており、これを当協会ホームページ上で開示している。 （２）当協会ホームページにて「登録者倫理規程」「コンプライアンス規程」を開示、周知している。 （３）弁明の機会を設けることを定めている。処分の内容及び処分に至るまでの手続きは、「コンプライアンス規程」第11条で定めている。また、同規程には日本スポーツ仲裁機構の利用に関する定めがある。 （４）処分対象者への処分結果については、コンプライアンス規程第11条第3項にて「処分の内容」「法令等違反行為を構成する事実関係」「法令等違反行為と判断される法令または規程上の根拠」「処分を相当と判断するに至った理由」「不服申立手続の可否」「手続の期限」を通知することを規定している。	18 31_コンプライアンス規程202512 43 15_登録者倫理規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	（１）選手、指導者、登録審判員に対する違反、競技中の違反については、「登録者倫理規程」に処分内容を規定している。法令など違反行為の事案は、「コンプライアンス規程」第11条第2項記載の通り、コンプライアンス委員会に答申を求めることとしている。コンプライアンス委員は、法人役員や弁護士などの有識者が名を連ねている。	18 31_コンプライアンス規程 43 15_登録者倫理規程
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	（１）「コンプライアンス規程」第16条にて、処分に対する不服がある場合には公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てできる、としている。 （２）同条で仲裁または調停する範囲を「同機構によるスポーツ仲裁またはスポーツ調停手続きによる」と規定している。これは、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいるものである。 （３）同条で申立期間について特段制限は設けていない。	44 15_登録者倫理規程 18 31_コンプライアンス規程202512

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月３0日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	（１）スポーツ仲裁機構の利用が可能であることを記載している「コンプライアンス規程」を当協会ホームページにて開示している。また、処分通知書に「スポーツ仲裁機構への申立が可能である」ことを記載して、処分対象者に通知している。	18 31_コンプライアンス規程20251261_処分通知書
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	（１）危機管理体制を構築して、「危機管理マニュアル」にまとめた。 （２）「危機管理マニュアル」を制定済み。 （３）危機管理マニュアルの第3章「アクションリスト」に、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 （４）アクションリストとして、初動アクションを公表基準、情報公開レベルで区分した上で、役割分担に基づき危機管理部会に報告する。その後、内部向けアクションと外部向けアクションを決めており、状況に応じて「第三者委員会の設置」の記載がある。	51 37_危機管理マニュアル
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に不祥事は起きていない。 （１）「コンプライアンス規程」第12条（第三者委員会等）に不祥事等発生時の事実調査、原因究明、責任者の処分などにつき、外部有識者から構成される第三者委員会を組織し、意見を求めることができる旨の規定しており、このコンプライアンス規程をホームページで公表している。 （２）再発防止策を講じているが、過去に遡った事案が後から出てくるなど、なかなか収束していかなかったが、新年度に入ってからは不祥事（特に指導者による暴力案件）は大幅に減っている。	18 31_コンプライアンス規程202512

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月３0日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	2017年に第三者委員会を立ち上げたが、以降は外部調査委員会は設置していない。 （１）「コンプライアンス規程」第12条（第三者委員会等）に、利害関係者を選任してはならない、また外部有識者から選任する旨の規定しているが、第三者委員会等の外部調査委員会を設置しなければならない案件はない。	18 31_コンプライアンス規程202512
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（１）「加盟団体規程」にて、当協会との権限の明確化、地方組織の運営、業務執行に関する報告を受けることが規定されている。 （２）地方組織の組織運営及び業務執行全体に対して助言及び支援等踏み込んだ内容までは網羅していない。これが実施できるように「加盟団体規程」の改訂を2025年12月常務理事会で改訂済み。 （３）地方組織等の代表等のコンプライアンス意識が高まってきており、地方組織の一般社団法人化が少しずつ進んでいる（2025年10月末時点で4県、2団体）。また、地方組織等の代表等が集まる全国理事長会議でも、コンプライアンスに関する質問や意見交換が活発に行われるようになってきており、地方組織等の組織運営及び業務執行について、コンプライアンスの強化等にかかる指導、助言及び支援を実施していく必要があることを再認識しており、より法人化を促進するために一般社団法人化を実施した加盟団体に事例紹介を実施している。	21 03_加盟団体規程202512 52 07-4_全国理事長会運営規程 53 ㉒加盟団体 57 ㉖業務分担表_日本選手権2025 62_2025年10月19日第１回全国理事長会議事録 66_2026年2月15日第２回全国理事長会議通知 67_2026年2月15日第２回全国理事長会議事録（案）

（様式５）

最終更新日：令和８年１０月３0日

公益財団日本ハンドボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（１）これまでは、各全国大会での研修会にも都道府県役員が参加しているが、内容が現場寄りのため、組織運営等に触れていない。このため、年２回開催している全国理事長会議の一部時間を利用して、情報提供、研修を行う計画を立案、2026年2月の全国理事長会でトライアル実施した。	21 03_加盟団体規程202512 42 ⑯2025年度インテグリティ教育推進計画 43 ⑰2025年度アンチドーピング教育計画 55 ㉔全小_クリーンスポーツ・アンチドーピング研修資料 67_2026年2月15日第２回全国理事長会議事録（案）